

時局日誌（五十二）

V

H

生

十二月十四日

大本營海軍部發表

一、帝國海軍○○航空隊は十三日比島の敵航空基地ニコルスフィールド、デルカルメン、カバナツアンに對し猛烈なる攻撃を加へたり、戰果左の通り擊墜一機、地上銃爆擊破四十三機（内大型九機）本攻撃において敵の挑戦し來れるもの僅かに一機のみ、なほ我方にて未だ歸還せざるもの二機。

二、帝國海軍驅逐艦○○は十三日比島○○附近に於て敵潜水艦一隻を攻擊擊沈せり。

大本營陸軍部發表 帝國陸軍航空部隊は

昨十三日大舉馬來及びビルマ方面敵空軍基地を空襲し、敵の熾烈なる防空火力をおかして大爆擊を敢行し、これに多大の損害を與へたり、その狀況左の如し

（一）わが有力なる部隊はそれゝ英領馬來西北海岸の要衝ヘナン港及びビルマ領

大本營陸軍部發表 マレー方面に作戦中の帝國陸軍部隊は、北部英領マレー方面において敵前上陸に引續き、英軍の激烈なる反撃を擊碎しつゝ逐次戰果を擴大中

び敵機に對し猛烈なる攻撃を加へ、小型戰闘機四機を炎上し輸送船二隻爆沈同じく一隻を大破せしめたり。（二）他の一隊はビルマ領メルギー飛行場を攻撃し、基礎附屬設備及び燃料庫を徹底的に爆碎せり、この方面的敵機は潛伏遁走せり（三）車二十輛、速射砲十六門、自動貨車約六

方面においては英國軍機械化一個師團を擊滅し、多數の俘虜および多數の兵器を鹵獲せり、その主なるもの左の如し、戰

十輛。

十二月十五日

朕帝國憲法第七條及議院法第五條ニ依
リ十二月十六日ヲ以テ帝國議會ノ開會ヲ
命ス

御名御璽

昭和十六年十二月十五日

各務大臣副署

國民徵用令中改正（勅令第一一二九號）

物資統制令（勅令第一一三〇號）醫藥關
係者徵用令（勅令第一一三一號）綿製布

綿製品前高販賣價格指定昭和十六年七月
告示第六六三號中改正（商工省告示第一

二六九號）洋樂器類販賣價格指定昭和十
六年二月告示第一一二二號中改正（商工省

告示第一二七〇號）洋樂器用附屬品販賣
價格指定（昭和十六年五月告示第四四九

號中改正（商工省告示第一一七一號）大
型乘用自動車及小型自動車前高販賣價格
指定（商工省告示第一二七二號）軸受用

鋪球（輸入品ヲ除ク）前高販賣價格指定
(商工省告示一二七三號)公布

後三時三十分ラレー西岸の要衝〇〇を

完全に攻略せり。

大本營陸軍部發表 帝國陸軍部隊は各方
面において頑強なる敵の抵抗を擊碎しつ
ゝ果敢なる進撃を續行しつゝあり、一昨
十三日ににおける戰況の概要左の如し。

一、比島方面 ルソン島に上陸せる各部

隊は隨所に米軍を擊破して追撃を續行し
し戰況順調に進捗しつゝあり、當方面

陸軍航空部隊は熾烈なる防空砲火を冒
して、大舉中部ルソン重要飛行場を襲
撃し、小型戰闘機擊墜、大型爆撃機二
機炎上、その他爆撃機および戰闘機四

十機を爆破するとともに格納庫、貯油

庫を反復爆撃し大火災を生ぜしめたり

また他の一隊はバギオ敵軍司令部およ

び、タルラク兵營を急襲しこれを破壊

炎上せしめたり、なほアパリに來襲し

來れるビーフォリ戦闘機一機を擊墜せ

り、わが方全機無事歸還せり。

二、マレー方面 マレー國境陣地を突破

し英領マレーに深く突入せるわが軍は

果敢なる進撃をつゞけ、一昨十三日午

艦などをもつて今後ゲリラ戰に出るべき
ことを豫想し得るので、十五日午後十時
三十分大本營陸海軍報道部長談を發表、
勝つて兜の緒を締め長期戦にそなへ大東
亜戰爭の完遂に邁進するやう一般國民の
鬪志を鼓舞する決意を促した。

降雪を衝いて敢然、敵第二十七軍范漢

傑軍に鐵槌を打ちおろしたわが精銳諸部

隊は、十四日夜から十五日拂曉にかけて

陵川周邊の敵據點を片づ端から擊碎、隨

處に敵を擊潰しつゝ北進、十五日には林

縣西方省境附近に包圍陣を形成、陸軍の

協力下に敵を壓縮中である、十四日まで

に判明せる戰果左のごとし。

敵死體三五二、捕虜一〇〇、鹵獲品山
砲四、重機一、輕機三、小銃九七そ

他多。

十二月十六日

數防空法施行令中改正（勅令第一一三五號）防空監視隊令（勅令一一三六號）防空從事者扶助會（勅令第一一三七號）日本國「ドイツ」國及「イタリア」國間協定（條約第一九號）米穀管理事務取扱員設置規程（農林省令第一〇一號）米穀統制法施行規則中改正（農林省令第一〇二號）國民徵用令施行規則中改正（厚生省令第五六號）國民徵用令ニ依リ管理工場ニ徵用セラレタル者ノ旅費及管理工場ノ事業主ノ國庫ニ納入スヘキ旅費ニ關スル件（厚生省令第五八號）醫療關係者徵用令施行規則（厚生省令第五九號）醫療關係者徵用令第十九條第五項規定ニ依ル徵用セラルベキ者ノ出頭旅費規則（厚生省令第六〇號）醫療關係者徵用令第十九條第五項ノ規定ニ依ル徵用セラルベキ者ノ出頭旅費支辨方ニ關スル件（厚生省令第六一號）醫療關係者徵用令ニ依リ地方公

共團體、防空計畫設定者又ハ工場事業場ニ徵用セラレタル者旅費ニ關スル（厚生省令第六二號）醫療關係者徵用ニ關スル事務ヲ執行スル爲要スル費用支辨方ニ關スル件（厚生省令第六三號）公布

◎本日帝國議會開院式勅語左ノ如シ

朕茲ニ帝國議會開院ノ式ヲ行ヒ貴族院及衆議院ノ各員ニ告ク

東亞ノ安定ヲ確立シ世界ノ平和ニ寄與

セムトスルハ朕ニ軒念極メ切ナル所ナリ然ルニ米英兩國ハ帝國ノ所信ニ反

シ敢ヘテ東亞ノ權威ヲ激成シ遂ニ帝國ヲシテ干戈ヲ執ツテ起ツノ已ムヲ得サ

ルニ至ラシム朕深ク是ヲ憾トス此ノ秋ニ當リ帝國ト意圖ヲ同シクスル友邦ト

ノ結盟愈々緊密ヲ加フルハ朕ノ甚ダ憚

用セラルベキ者ノ出頭旅費規則（厚生省

令第六〇號）醫療關係者徵用令第十九條

第五項ノ規定ニ依ル徵用セラルベキ者ノ

出頭旅費支辨方ニ關スル件（厚生省令第六一號）醫療關係者徵用令ニ依リ地方公

朕ハ國務大臣ニ命シテ特ニ時局ニ關シ緊急ナル豫算案及法律案ヲ帝國議會ニ提出セシム卿等克ク朕カ意ヲ體シ和衷審議以テ協賛ノ任ヲ竭サムコトヲ期セヨ

大本營陸海軍部發表 帝國陸海軍はグアム島の掃蕩を完了し十二日完全にこれを占領せり。

大本營陸海軍部發表 開戰勝利に降伏せる米軍艦ウエーキは帝國海軍艦籍に編入せられ軍艦多良と命名せられたり。

大本營海軍報道部長談 開戰勝利上海

黃浦江上においてわれに降伏した米軍艦

ウェーキ號は本十五日附艦名を多良と命名、砲艦として帝國海軍艦籍に編入せられた、艦名多良良は弘安四年夏七月元

軍十餘萬の襲來に對し鎮西の寡兵これを

還擊、御稟威の下全國民の殉國的團結は

民力必勝ノ信念ヲ堅持シ舉國一體協心

天佑と相俟つてつひに元軍を殲滅し、當時の大國難を見事に克服した歴史的戰勝

の地名に因るものである、今次命名に當

り祖先の偉功を偲びつゝこゝに砲艦一隻の増加を見たる事實をもつて大東亜建設の門出を祝福するものである。

米、英に對する宣戰以來帝國海軍の擧げた戦果は戦史に類例なき赫々たるものであり、猛鷙の飛ぶところ、巨鱗のひそむところ太平洋における米英兩海軍勢力を一舉に覆滅し去つたのである、十六日までに判明した所によれば撃沈、轟沈せしめた艦艇はハワイ海戦における米戦艦アリゾナ、マニラ沖海戦での英戦艦ブリッジ・オブ・ウェールズ、レバルスの五巨艦を始めとして十三隻、大破十一隻、撃破、拿捕各一隻、合計二十六隻、船舶舟艇では大型商(貨)船の擊沈一、撃破四、拿捕せるもの四百二十四、合計四百二十九隻を數へてゐる、また海鷙の征く所へワイ、比島、シンガポール等において撃撃破したもの百一機、内大型機七を數へ、

六十四機以上となりハワイ空襲においては敵の損害発表はわが確認したものより百機多く、これを加算するときは五百五十機以上となり、わが國土を窺ひ、あるひはわが猛鷙に刃向ふ敵機はほとんど無い状態となり、開戦一週にして太平洋の制海権制空権は全く我に歸したものである。この期間におけるわが損害は大本營海軍部発表のごとく輕巡一隻が小破、掃海艇一隻沈没、一隻大破、飛行機四十三機が自爆し、あるひは歸還せざるものがあるのみで、必死的な猛攻に敵海空軍撃滅の大戦功を擧げながら飛行機の損害は敵に比し十分の一に足らず、これら數字の語る戦果こそ我海軍將兵の猛勇を實證するものである。

一、開戦以來十六日迄に判明せる我方の戦果左の通り

(一) 艦 艇

大破四

航空母艦 撃沈一

巡洋艦 大破四

駆逐艦 撃沈(大型)一 大破一

潜水艦 撃沈二

特務艦 大破一

砲 艦 撃沈一 拿捕一 撃破一

掃海艇 撃沈一

哨戒艇 撃沈一

魚雷艇 撃沈一

(二) 船舶舟艇

大型商(貨)船 撃沈一 拿捕四

敵性國商船 拿捕四〇

その他舟艇 拿捕三八〇

(三) 飛行機(艇)

計 四六四機以上(敵側の發表によれば五五〇機)

撃 破 三六三以上(内飛行艇十一、大型中型四七)

(一) 艦艇

輕巡洋艦 小破(任務遂行に支障なし)

掃海艇 沈沈一 大破一

(二) 飛行機 損失四三(自爆未歸還を含む)

大本營陸軍部發表 帝國陸軍航空部隊は

昨十五日大舉各方面に出動して大爆撃を敢行し、敵に甚大なる損害を與へたり、その狀況左のごとし。

一、比島方面 大編隊をもつてデルカル

メンおよびその他の飛行場を急襲し、戦闘機四機炎上、爆撃機二機、戦闘機

十四機共に大破せしめたり、また他の一隊はタルラツク兵營を爆碎、これを炎上せしめたり。

わが方全機無事歸還せり。

二、馬來方面 朝來の惡天候を冒し全力をもつてペナン方面アエルタワル及びイボー飛行場を空襲し、挑戦し來れる敵戦闘機ブレンハイム機數機と空中戦を交へ、一機擊墜すると共に地上に

りし同型機七機を爆破せり、同時に燃料庫および附屬設備を爆碎炎上せしむ

十二月十七日

それぐ大型敵國船各一隻を擊沈せり。

大本營海軍部發表

一、帝國海軍〇〇航空部隊は昨十五日比島ニコラスフィールドにおいて敵小型機三機を爆撃炎上せしめたり、その他比島敵主要航空基地を攻撃せるも敵影

を認めず。

二、帝國海軍潜水艦は〇〇方面はおいて

十日及び十四日それどゝ大型敵國船各一隻を撃沈せり。

大本營陸海軍部發表 帝國陸海軍はグアム島の掃蕩を完了し、十二日完全にこれを占領せり。

大東亜戰爭開戦と同時に召集された第七十八臨時議會開院式を舉行して優渥な勅語を賜はりたるにつき奉答せる所左の如し。

貴族院勅語奉答文

貴族院議長臣松平賴壽誠恐誠惶謹テ

ドにおいて敵小型機三機を爆撃炎上せし

めたり、その他比島敵主要航空基地を攻撃せるも敵影を認めず(二)帝國海軍潜水

艦は〇〇方面において十日および十四日行ハセラレ優渥ナル

勅語ヲ賜フ恭々惟ルニ帝國ノ意圖ハ東亞

昭和十二年法律第八四號中改正(法律第
九五號)昭和十六年度歲入歲出總豫算追
加ノ件、昭和十六年度各特別會計歲入歲
出豫算追加ノ件、臨時軍事費豫算追加ノ
件、許可認可等行政事務處理簡捷ニ關ス
ル件(農林省令第一〇三號)蠶糸業組合

法施行規則中改正(農林商工省令第一五
號)勞務調整令施行規則(厚生省令第六
四號)公布

ノ安定ヲ確立シ世界ノ平和ニ寄與セム

恭シク惟ルニ

トルニアリ然ルニ米英兩國ハ帝國ノ

所信ニ反シ敢ヘテ東亞ノ禍亂ヲ激成シ

遂ニ帝國ヲシテ干戈ヲ執ツテ起ツノ已

ムヲ得サルニ至ラシム開戦以來帝國陸

海軍ハ力戰健闘累リニ捷ヲ奏シ大ニ威

武ヲ中外ニ宣揚ス寔ニ

陛下ノ威徳ニ賴ルニ非ラスハ焉ソ能ク

是ノ如キヲ得ムヤ然リト雖モ戰局ノ前

途ヘ猶ホ多難ナリ

陛下深ク軫念アラセラレ帝國臣民カ必勝

ノ信念ヲ堅持シ舉國一體協心戮力速ニ

交戦ノ目的ヲ達成シ以テ國威ヲ宇内ニ

頗熾セムコトヲ宣ハセ給フ

聖慮ノ深遠ナル洵ニ感激ニ勝ヘス臣等謹

テ
勅旨ヲ奉體シ慎重審議協賛ノ任ヲ竭シ以
テ
皇猷ヲ贊襄セムコトヲ期ス臣賴壽恐懼ノ

至ニ任ヘス謹テ奉答ス

衆議院勅語奉答文

大本營陸海軍部發表 帝國陸海軍新銳部

隊は緊密なる共同の下に、十六日未明風

速二十米の烈風を衝いて英領ボルネオの

敵前上陸に成功せり。

征戰下の第七十八臨時議會第二日目の

十七日は、前日の政府側所信闡明によつ

て沸き立つた興奮をそのまま持ち越して

緊張裡に開かれ、貴衆兩院とも議案の審

議を急いだ、衆議院は前夜來比較的論議

の多かつた言論集會等取締法案を午前中

の委員會、本會議で直ちに原案通り可決

して貴族院に送付、貴族院は右取締法案

と戰爭保険法案を午後の本會議に上程、

これまた原案通り可決して成立せしめ、

前日成立した六件と併せて、決戦完遂

のため緊急不可缺の重要法律、戰時豫算

合せて八件全部が成立し、皇國必勝の方

途はこゝに搖るぎなき礎石を据ゑた、さ

らに衆議院では政府提出議案の審議終了

後、大東亞戰爭目的貫徹決議案を各派共

同で提案、山崎達之輔氏（賛同）が提案理

由を説明して「國民は皇國に竭す誠を傾けて政府を支持し、之續戦の大捷に倣らず、いかなる困苦缺乏にも堪へ、最後まで戰ひ抜かん」と一億の赤心を議場に傳へ、軍國議會の掉尾を飾つた。かくて今議會は全國民必勝の士氣を以て昂揚せしめ有終の成果を收めて幕を閉ぢ、十八日閉院式が舉行せられる。今議會を通過成立した法律、豫算左のごとし。

法律 敵産管理法 ▲ 戰時犯罪處罰の特例に關する法律 ▲ 昭和十二年法律第

八十四號中改正法律 ▲ 戰時保險臨時措置法 ▲ 言論、出版、集會、結社等臨時取締法

豫算 昭和十六年度歲入歲出總豫算
追加 ▲ 昭和十六年度各特別會計歲入歲出豫算追加 ▲ 臨時軍事費豫算追加

兩院の皇軍感謝決議

貴族院 帝國が米英兩國と戰端を開くや我が陸海軍は緊密なる連絡を保ち、神速果敢敵軍を急襲してその艦隊の精銳と

航空兵力の大半とを擊滅し、到る處其の要衝を占據す忠勇壯烈善戰善謀洵に景仰に任ふるなし、貴族院は茲に帝國陸海軍の偉功を頌し倍々その威力を發揚し以て大東亜戰争の目的達成を速にせむことを望む、尙ほ今次作戦における名譽ある戰歎將兵諸士に對し深甚なる哀悼の意を表す。

衆議院 米英兩國に對する宣戰の大詔

一たび下るや忠烈無比の陸海軍將兵諸士は亘濟を蹴り、大空を翔け堅壁を襲ひ敵主力艦隊を殲滅し敵空軍を粉碎し或は敵の重鎮要衝を攻略し、霆馳電掣未だ一句を出でざるに有史以來空前の偉勳を奏し

て赫々たる戰果を收め國威を中外に顯揚す、是れ固より御稟威の然らしむる所にして將兵諸士の徇忠報國の武勳によらずんばあらず全國民感激せざるなし。

今や皇國の隆替東亜の興廢繫つて此の一戰に在り、我が國民たるもの建國二千六百年の光輝ある歴史と祖先の遺蹟とに

鑑み、敵の富強を憚れず劣弱を慢らず億兆一心鐵丸となり能く長期の艱苦に耐へ東亜永遠の平和を確立し、以て大東亜戰爭の目的を貫徹せざんば已まず、今後皇軍將兵諸士の責務は愈々重く其の勞効益々多かるべし。

衆議院は特に院議を以て陸海將兵諸士の偉功を感謝し其の勇健を歎り、併せて

忠肝義膽鬼神を哭かしむる殉國の英靈に對し深甚なる敬弔の忱を表す右決議す。

衆議院決議 對米英宣戰の大詔を承けて

皇軍の作戰間髪を容れず、頻りに捷戦を奏して四海の耳目を驚動す、斯の如きは

前古未だ曾て其の類を見ず皇國臣民の感

激措く能はざる所なり、太平洋制壓の強權概ね既に我が掌中に歸し、加ふるに盟邦の誓愈々堅きを以てす前路素より恭恭

なきにあらずとするも安んぞ復敵國の蠹動を許さんや、宜しく謹みて聖旨を奉體

し深く皇軍の籌畫に信頼し官民一丸以繼大東亜戰爭の目的を貫徹すべし、右決議

す。

大本營海軍部發表 帝國海軍は帝國陸軍

の香港攻撃に緊密に協力しつゝ海空より

猛烈なる攻撃を續行中なり、十七日まで

に得たる戦果概ね次の如し、砲艦一隻、

魚雷艇六隻を擊沈し、驅逐艦一隻、砲艦

一隻、砲艦二隻および敵船一隻大破せし

めたる他、摩星嶺砲臺その他の敵重要軍事

施設に對し大なる損害を與へたり。

大東亜戦争勃發とともに召集された第

七十八臨時議會は、征戰完遂に必要なる

戰時諸法律ならびに豫算を成立せしめる

と同時に、政府の施策闡明とこれを支持

する國論の喚起に遺憾なき成果を收めて

十七日、二日間の會期を満了したので、

十八日貴族院において閉院式が嚴肅に舉

行せられた、この日天皇陛下には親臨あ

らせらず、東條首相は恭しく玉座に向つ

て最敬禮の後、稻田内閣書記官の捧持せ

る勅語書を奉じ、諸員最敬禮の裡に優渥

なる勅語を奉讀し、ついで松平貴族院議

長勅語を拜受し、同十一時五分滞りなく式を終了した。

勅語

朕貴族院及衆議院ノ各員ニ告ク

朕本日ヲ以テ帝國議會ノ閉會ヲ命シ併

セテ卿等克ク朕カ意ヲ體シ軍國ノ急務

ニ關シ協賛ノ任ヲ竭セルノ勞ヲ嘉獎ス

アムステルダムDNB電はロンドンよ

リの放送を傳へて『東洋からの戰況ニユ

ースは依然かんぱくない、日本にイニ

シアチップをとられ、日本の軍事行動は時

間的にも地形的にも絶對優勢にある、英

國はまたもや日本の實力評價に大狂ひを

してかした』と報じてゐる。

大本營海軍部發表 帝國海軍軍艦は十

一日米基地ベーカー島、十六日米基地ジ

ヨンストン島を攻撃し敵重要軍事施設の

大部を破壊せり。

大東亜戦争勃發以來我が海軍は諸艦一

旬を出でざる二百有餘隻の敵船を拿捕し

たが、これらの商船並びにその載貨につ

き海戰法規に照し、その處置を検定するため今回東京に高等捕獲審檢所、横須賀

および佐世保に捕獲審檢所を設置、十七

日その長官以下左のごとく發令された。

樞密顧問官二上兵治、海軍中將副島大

輔高等捕獲審檢所長官

樞密顧問官二上兵治、海軍中將副島大

助、海軍少將岡敬純、海軍省法務局長

尾畠義純、判事三宅正太郎、同久保田

美英、同矢部克巳、法制局長官森山銳

一、外務省條約局長松本俊一、海軍教

授兼海軍書記模本重治、法制局參事官

佐藤基

補高等捕獲審檢所評定官

判事霜山精

補横須賀捕獲審檢所長官

中央直系范漢傑麾下二十七軍の擊滅を

期する我が軍精銳の山東省東南陵川作戰

は、着々包圍態勢を完成し今や敵軍は袋

の鼠と化したが十七日までに判明した綜

合戰果は次の通り、

敵遣棄死體九百三十三、捕虜九十六、鹵獲品山砲四、重機一、輕機六、自動銃彈三百三十、馬四十一頭、其他多數。

小銃二、小銃百十四、拳銃三十四、小銃彈三百三十、馬四十一頭、其他多數。

帝國石油總裁八田嘉明氏の鐵相就任の後任については日石社長橋本圭三郎氏に十七日附をもつて商工省より正式に發令された、橋本氏は當分社長をも兼任する。

十二月十八日

（戦争保険臨時措置法）法律第九六號）言

論、出版、集會、結社等臨時取締法（法

律第九七號）戦時犯罪ノ特例ニ關スル法

律（法律第九八號）海務院官制（勅令第

一四四號）海防局官制（勅令第一一四

八號）恩給法施行令中改正（勅令第一

七三號）防空法施行規則（内務省令第三

九號）食料品罐詰最高販賣價格指定（農

林省告示第九一四號）卷軸綱帶等販賣價

格指定昭和十五年十月告示第六一九號中

改正（商工省告示第一二七七號）莫大小

針最高販賣價格指定（商工省告示第一二

難なるもの）

戰艦三隻（カリフォルニア型一隻、メ

リランド型一隻、ネバダ型一隻）、メ

軽巡二隻、驅逐艦二隻

（三）中破（修理可能と認むるもの）

（四）敵陸海軍航空兵力に與へたる損害

銃爆撃により炎上せしめたるもの約四

五〇機、擊墜せるもの一四機、右の他

擊破せるもの多數、格納庫十六棟を炎

上せしめ二棟を破壊す。

（二）同海において特殊潜航艇をもつて

編成せる、我が特別攻撃隊は警戒嚴重

を極むる眞珠港内に決死突入し、味方

航空部隊の猛攻と同時に敵主力を襲撃

或は單獨夜襲を決行し、少くとも前記

なる戦果を擧げ敵艦隊を震駭せり。

（三）我方の損害飛行機二十九機、未だ

歸還せざる特殊潜航艇五隻。

（四）八日撃沈せるも確實ならずと發表し

たる敵航空母艦は、沈没を免れ〇〇港内に艦伏中なること判明せり。

大本營陸軍部發表 帝國陸軍部隊は各方面に兵力を増強し、海軍と緊密なる協同

を保持し、隨所に敵の抵抗を破碎しつゝ進撃を續行し、戰況順調に進展しつゝあり、昨十七日までにおける戰況の概要左の如し

一、香港方面 十二日要塞本防禦線を攻

略せる我が部隊は、空陸海一體の妙を發揮しつゝ香港島に攻撃を續行中なり

二、比島方面 (一) 北部ルソン島に上陸

せる我が部隊は、十二日アバリ南方の

要衝〇〇飛行場を攻略したる後、引續

き南方に向ひ戰果を擴大中なり、西岸

の如し

三、馬來方面 (一) 八日未明泰領馬來海

岸に上陸進撃せる部隊は泰國に不法侵

入せる英軍を擊退しつゝ進撃を續け、

十四日にはその一部はクラ地峽西岸の

要衝ビルマ領内ヴィクトリヤ飛行場を

攻略してクラ地峽を完全に制せり(二)

シンゴラ、コタバル附近に上陸せる部

隊は國境陣地突破後、熱帶特有の瘴癪

とジヤングル地帶を克服しつゝ隨所に

英軍機械化部隊を擊滅して進撃を續け

るあり(二) 南部ルソン島に上陸せる

我が部隊は、十三日レガスピー北方一

帶要地を攻略したる後、敵を逐次北方

に壓迫しつゝ前進を續行中なり(三)

當方面陸軍航空部隊は地上部隊の戰

戰果をあげつゝあり。

國に協力するとともに、主力を以てマニラ周邊の敵主要飛行場を連續攻撃し

偉大なる戰果をあげつつあり(戰果既報の如し)この方面敵機の主力はすでに潰滅せるもの如くまれに一部殘存

兵力の蠢動を見るのみ。

三、馬來方面 (一) 八日未明泰領馬來海

岸に上陸進撃せる部隊は泰國に不法侵入せる英軍を擊退しつゝ進撃を續け、

十四日にはその一部はクラ地峽西岸の

要衝ビルマ領内ヴィクトリヤ飛行場を

攻略してクラ地峽を完全に制せり(二)

シンゴラ、コタバル附近に上陸せる部

隊は國境陣地突破後、熱帶特有の瘴癪

とジヤングル地帶を克服しつゝ隨所に

英軍機械化部隊を擊滅して進撃を續け

るあり(二) 南部ルソン島に上陸せる

我が部隊は、十三日レガスピー北方一

帶要地を攻略したる後、敵を逐次北方

に壓迫しつゝ前進を續行中なり(三)

當方面陸軍航空部隊は地上部隊の戰

戰果をあげつゝあり。

四、ガアム島攻略、英領ボルネオ上陸、ならびに在支敵性權益處理等に關して

は、既報のごとくすべて豫定のごとく進捗しつゝあり。

大本營海軍部發表 (一) 帝國海軍は十六

日〇〇方面において、十七日〇〇方面において敵潛水艦三隻を擊沈せり(二) 帝

國海軍は十六日〇〇方面の作戦において驅逐艦一隻を失ひたり。

大本營陸軍部發表 帝國陸軍航空部隊は

昨十七日大編隊をもつてペナン港を急襲し、大型輸送船一隻および小型輸送船數

艘を擊沈するとともに埠頭および港灣施設を爆撃せり、またわが戰闘機三機は果敢にも敵中深く突進してイボー飛行場を襲撃し、挑戦し來れるパツフアロー戰闘機六機と激烈なる空中戦を交へ、二機を擊墜、他の四機を遁走せしめるにともに地上に在りしバツフアロー七機に銃撃を加へこれを炎上せしめたり。

UPワシントン電によれば、眞珠灣大

敗の責任者として罷免された米海軍太平

英國駐劄被免

洋方面首腦部の處分に關しては、近日中

ハワイへ出張豫定の調査委員の報告結果

依頼免本官

如何により、戰時軍法會議に附されるは

任海務院長官

海軍中將 原 清

ずである、太平洋艦隊司令長官キンメル

提督、ハワイ防衛司令官ウオルター・シ

ヨート中將および同空軍司令官フレデリ

ツク・マーチン少將の免官は軍事裁判に

附された時現職に在つては工合が悪いと

て、マニラ周邊のキヤンプ・ヤーフィ、

ニコラスファイールド、サブラン各飛行場

を連撃し、大型爆撃機八機を炎上、戰闘

甘草エキス最高販賣價格指定（農林省告

示第九一六號）佃煮、鯛味噌及煮豆類最

高販賣價格指定（農林省告示第九一八號）

鶏卵、鶏卵、馬肉及食鳥類販賣價格指定

昭和十五年十月農林、商工兩省告示第四

九號中改正（農林省告示第九一七號）液

體調味料最高販賣價格指定（農林省告示

第九一九號）公布

十二月十九日

任海務院次長兼高等海員審判所長

大本營陸軍部發表 比島方面帝國陸軍航

空部隊は昨十八日をゆまざる努力をもつ

て、マニラ周邊のキヤンプ・ヤーフィ、

ニコラスファイールド、サブラン各飛行場

を連撃し、大型爆撃機八機を炎上、戰闘

機六機を擊墜破し敵殘存空軍に對し一大

痛撃を與へたり。

大本營陸海軍部發表

十二月二十日

新聞事業會施行規則（閣令内務省令第一號）言論、出版、集會等臨時取締法施行規則（内務省令第四〇號）遊興飲食稅ヲ課セラルル場合ニ於ケル飲食物最高販賣價格指定（農林省告示第九二〇號）屑米最高販賣價格指定（農林省告示第九二一號）苦汁加里鹽販賣價格指定昭和十六年十月告示第七六一號中改正（農林省告示第九二二號）澱粉販賣價格指定昭和十五

年十二月告示第六七〇號中改正（農林省

特命全權大使 重光 謙

二、帝國現地陸海軍最高指揮官は譽國の武士道精神に基き香港總督に對し、譽

中華民國駐劄被仰付

に二回に及びてその降伏を懲罰したるも頗迷之を拒絕したるを以て、已むを得ず斷乎鐵槌的打擊を加ふるに決したるものなり。

大本營陸海軍部報道部長談 米國軍は非人道的にしてかつ國際條約においてその使用を禁止しある毒ガス兵器を多數グアム島に準備しありたるところ、帝國陸海軍は神速なる作戦によりその全部を鹵獲せり、敵はこれを使用せる形跡なし。

告示第九二三號) 木材販賣價格指定昭和十五年十二月告示第六七一號中改正(農林省告示第九二四號) 鑿及部分品高等販賣價格指定(商工省告示第一二九八號) 一號接點用合金線及板等最高販賣價格指定(商工省告示第一二九九號) 醫藥品販賣價格指定昭和十六年二月告示第二號中改正(商工厚生兩省告示第一八號) 公布大本營海軍部發表

一、帝國海軍○○航空部隊は比島において、十八日敵航空基地イロイロを攻撃し敵大型飛行機二機を地上撃破、炎上せしめたる外格納庫、軍用倉庫、油槽等を爆碎炎上せしめ、さらに十九日敵航空基地デルモンテを戦闘機四機をもつて急襲し敵大型飛行機を撃墜、同五機を地上銃撃炎上せしめたり。

二、帝國海軍○○航空部隊は南支那海において、十八日遭遇せる敵飛行艇一機を撃墜、敵船一隻を爆撃大破せり。

三、帝國軍艦○○搭載水上機は、十七日

告示第九二三號) 木材販賣價格指定昭和十五年十二月告示第六七一號中改正(農

〇〇洋上において敵爆撃機一機および飛行艇一機を撃墜せり。

大本營海軍部發表 帝國海軍部隊は我陸

軍部隊と緊密なる聯繫を保ちつゝ、香港

島諸砲臺並に同港の敵艦艇を攻撃すると

共に、香港島周邊の全海面を制壓中なり

情報局發表 日タイ同盟條約締結に關しては去る十一日、わが坪上大使とビブ

ン、タイ國首相との間に原則的意見一致

をみたるところ、その後條約案文の作成につき交渉をすゝめ、妥結に到達したる

をもつて所要の手續を履みたる上二十一

日午前十時(日本時間正午)バンコック

において坪上大使とビブン首相兼外相と

の間に日本國・タイ國同盟條約の署名調印

をみたり、右條約の内容次のとくし。

大日本帝國政府及「タイ」王國政府は東亞における新秩序の建設が東亞興隆の唯一

の方途にして、且世界平和の回復及増進

の絶對要件たることを確信し、之が障礙

と爲れる一切の禍根を芟除根絶するの確

乎不動の決意を以て、左の通り協定せり。

十二月二十一日

第一條 日本国及「タイ」國は相互の獨

立及主權の尊重の基礎に於て兩國間に
同盟を設定す。

第二條 日本國又は「タイ」國と一又は
二以上の第三國との間に武力紛争發生
するときは「タイ」國又は日本國は直
に其の同盟國として他方の國に加擔し
有らるる政治的、經濟的及軍事的方法
に依り之を支援すべし。

第三條 第二條の實施細目は、日本國及
「タイ」國の權限ある官憲間に協議決
定せらるべし。

第四條 日本國及「タイ」國は共同して

遂行せらるる戰爭の場合に於ては相互
の完全なる了解に依るに非ざれば休戦
又は講和を爲さざるべきことを約す。
第五條 本條約は署名と同時に實施せら
れるべくかつ十年間有效とす、締約國
は右期間満了前適當なる時期において
本條約の更新に關し協議すべし。

十二月二十二日

敷産管理法（法律第九九號）國民徵用扶

助規則（厚生省令第六八號）食料品壙詰
販賣價格指定昭和十六年一月告示第三六

號中改正（農林省告示第九二五號）アミ
ノ酸液最高販賣價格指定（農林省告示第

九二七號）甘味調味料最高販賣價格指定
(農林省告示第九六號)新聞印刷用イン
キ(輪轉用)最高販賣價格指定(商工省
告示第一三〇三號)マグネサイト及同焼

成品(耐火煉瓦ノマグネシキア質ノモノ
ヲ除ク)最高價格指定(商工省告示第一
三〇七號)國民服用副襟等最高販賣價格
指定(商工省告示第一三〇號)公布

大本營陸海軍部發表 帝國陸軍大部隊は
本二十二日未明以來強力なる我海軍掩護

のもとに、さきにルソン島南北に上陸進
撃中の部隊に策應し、ルソン島新方面に
續々上陸中なり。

獨軍司令部は二十二日特別發表をもつ
て、ビガルク大尉の指揮する獨潛水艦が

大西洋において英航空母艦一隻を魚雷攻
撃により擊沈せる旨公表した、右英航空

母艦の艦名は未だ確認されてゐないが、
獨軍當局は右はフォーミダブル級（一九
三九年進水、二萬三千トン）の航空母艦
と推定される旨發表した。

大東亜戰爭開戦後二週間——この短期
間において、わが海軍の艦艇および航空
部隊によつて收められた戰果は、まさに
世界海戰史上に新世紀を畫した驚異的な

ものであり、同時に敵米英の太平洋勢力
に與へた打撃は決定的なものがある、い
ま去る八日開戦以來二十二日までに正確
に判明したこれら戰果を數字的に記録す
れば次の如くで、わが海軍に屠られた敵
艦艇は實に四十六隻、拿捕されたるもの
一隻に達してゐるがこのうちには言ふま
でもなく、ハワイ眞珠灣の海底に消えた
ウエスト・ヴァージニア以下の米太平洋

艦隊およびマレー沖の海戰であへなく潰
えた、プリンス・オブ・ウェールズ號以下
の英東洋艦隊の主力艦隊がある。
また潛水艦については擊沈を確認され

たものが九隻で、未だ確認されてゐないものが多數あるから、いづれ近き日にこの數字はさらに明確に増加されることとなる。

一方、敵の航空兵力方面に對する戦果

は撃墜、撃破實に七百七十六機を超える

皇士の寸隙を窺はんとして配置された敵の航空兵力の大半は全く文字どほり殲滅されをわけである、かやうに敵米英側勢力が大打撃を甘受するの悲運に喘いでゐるのに比べるとわが方の損害は實に微々たるもので、この輕微な數字は、わが海軍の戦略的卓越性と「無敵精神力」をい

まざらに顯現したものである、しかしてこれら艦艇および飛行機の損失に伴つて

大東亜戦争の尊き犠牲となつたわが將兵の誠が捧げられてゐる。

一、開戦以來二十日迄に判明せる我方の

△艦艇

戦果

艦種 沈 (修理不可能)
沈 (修理可能) 中破
沈 (修理不可能)
沈 (修理可能) 拿捕

二、同期間に判明せる我方の損害
【艦艇】輕巡洋艦 小破一△驅逐艦沈没
一△掃海艇沈没 一、大破一△特殊潛

巡洋艦 二 二 四
驅逐艦 一 一
潛水艦 九(その他未確認のもの多數)
特務艦 一
砲艦 二 二
掃海艇 一 一
哨戒艇 一
魚雷艇 六

【飛行機】損失(未歸還を含む) 七二機

ワシントン電米海軍省は二十一日次のと

き戦況發表を行つた。

【大西洋方面】敵潜水艦が米國東海岸沖合に活躍してゐる徵候がある。

【東太平洋方面】敵潜水艦は米太平洋岸で活動を續けてゐる、米商船アギワア

ルド號(六、七七一トン)は敵潜水艦の攻撃を受けた、又エミジオ號(六九一三トン)は砲撃を受けたのち魚雷攻撃を被つたため乗組員は同船を放棄の止むなきに至り救命艇に乘移つたが救命艇三隻は砲火で破壊された、救助された乗組員は三十二名である。

△飛行機(艇)
船種 拿捕 撃沈 大破
武装商船 一 三
大型船舶 五 二
各種船艇 三八以上 二
各種舟艇 三八〇以上

【中部太平洋方面】日本航空部隊は二回にわたりウエーキ島を空襲し來つた。

【比島方面】日本航空部隊はキヤビテ軍港を爆撃した。

十二月二十三日

馬事團體令勅令（第一二〇一號）敵產管

理法施行規則（大藏省令第七六號）價格

等統制令第二條ニ依ル協定保管料認可

（商工省告示第一三一二號）人造綿織物

販賣價格指定昭和十六年二月告示第一四

四號中改正（商工省告示第一三一四號）

ガス紡糸販賣價格指定昭和十六年四月告

示第二八七號中改正（商工省告示第一三

一八號）公布

皇太子繼仁親王殿下には、けふ二十三日

御目出度く第八回の御誕辰をお迎へ遊ば

された。

任鐵道次官 運輸局長 坪内直文

任鐵道監察官 鐵道調査部長 坪内直文

任鐵道監察官 鐵道調査部長 坪内直文

任監督局長 監督局總務課長 佐藤榮作

死體約二百なり。

任運輸局長 需品局長 畠木 錦三

建設局計畫課長鐵道技師 小林 紫朗

任建設局長 工務局計畫課長鐵道技師 三浦 義男

任工務局長

工作局車輛第一課長鐵道技師向笠 金吾

任需品局長 門 義八

東京鐵道局長 高田 寛

任國際觀光局長

陸軍大將 中村孝太郎

補東部軍司令官（親補）

大本營陸海軍部發表 二十日未明ミンダ

ナオ島に上陸せる帝國陸軍部隊はわが海

軍と緊密なる協同のもとに、強毅なる敵

の抵抗を粉碎し同日午後五時首邑ダバオ

を完全に占領せり、二十一日までに敵に

與へたる損害は、俘虜約六百、敵の遺棄

毛式落綿紡績糸最高販賣價格指定（商工

省告示第一三三三號）粉末石鹼販賣價格指

定（商工省告示第一三三四號）足袋販

布

大本營海軍部發表

十二月二十四日

北京興亞學院規程（閣令第二九號）馬事

關係令施行規則（農林陸軍省令第三號）

金屬類回收令施行規則中改正（商工省令

第一〇三號）旅行斡旋業許可令施行細則

（鐵道省令第一八號）内地產大豆類最高

販賣價格指定（農林省告示第九三八號）

亞鉛引有刺鐵及有刺鐵線最高販賣價格指

定（商工省告示第一三三四號）油絲及紡

毛式落綿紡績糸最高販賣價格指定（商工

省告示第一三三三號）粉末石鹼販賣價格指

定（商工省告示第一三三四號）足袋販

布

シングガボール情報によれば、日本軍ケ

ダ一、ウエルズリー二州を席巻し、マレーの第一戦は先づ日本軍の勝利に歸したが、戰闘はいよいよペラク州に移されるのではないかと見られるに至つた。

一、帝國海軍は激浪烈風を冒して二十二日夜ウヌーキ島を攻撃し、わが駆戦隊は頑強なる抵抗を排除しつゝ敵前上陸を敢行し、二十三日午前十時半同島を

占領せり。

二、同方面の作戦においてわが方驅逐艦二隻を失へり。

通常議會召集日の二十四日、貴族院は部屬の決定ならびに部長、理事の互選を行つて成立し、衆議院は正副議長候補の選舉を行つた結果議長に田子一民氏、副議長に内ヶ崎作三郎氏が當選、同夕刻兩氏に辭令が傳達されたので、二十五日新議長の下に成立の手續がとられることとなつた。

大本營陸軍部發表 帝國陸軍航空部隊は第一ラングーン爆撃に引き続き、二十三日午後さらに第二次大空襲を敢行、同市上空において敵戦闘機三十二機と遭遇、機先を制してこれを攻撃し、二十一機（うち九機は不確實）を擊墜したるのち、さ

らに慄々歸還を實施し、埠頭に碇泊中の大型船舶二隻を大破、三隻を中破せしめたり、わが方未だ歸還せざるもの二機なり。

十二月二十五日

詔書

大本營陸軍部發表 帝國陸軍航空部隊は昨二十三日戰、爆協同の下にラングーン飛行場を大舉空襲し挑戦し來れるスピットファイア（グルスターもあつたるもの如し）十數機と交戦、激烈なる空中

戰を交へ、戰闘機隊をもつて十機を、〇〇隊をもつてその殘餘（正確なる〇〇數不明を悉く擊墜し、かつ地上にありし敵爆撃機四機、戰闘機二機を擊破炎上せしめたり、わが方未だ歸還せざるもの四機なり。

昭和十六年十二月二十五日

各國務大臣副署

御名御璽

大本營陸軍部發表 香港方面陸軍最高指揮官は陸軍中將酒井隆、海軍最高指揮官は海軍中將新見政一なり。

大本營陸軍部發表 香港島の一角に餘喘を保ちつゝあとし敵は、わが晝夜を分

たざる猛攻撃により本二十五日十七時五十分（午後五時五十分）遂に降伏を申出でたるをもつて軍は十九時三十分（午後七時三十分）停戦を命じたり。

大本營陸軍報道部長談 さきにわが南支方面陸海軍部隊は、九龍半島を占據し

十四日にいたるも各所に燃え續け、英國人の心膽を寒からしめてゐる。

海上を封鎖するや、在香港無辜の民に戰火のおよぶことを慮り、武士道精神にもとづき香港總督に對し特に二回におよび軍使を派し修理を盡してその降伏を懲罰したるも、頑迷これを拒絕したるを以てやむを得ず、全島近代的に要塞化せる香港島を斷乎攻略するの方途に出づるに決し、萬難を排し晝夜を分たずこれが猛攻に努め來りたるところ、敵は遂に力盡きて本日降伏を申出でたり、斯くてシンガポール、マニラと共に米英東亜侵略の三

大據點の一は早くも粉碎せらるるに至れり、米英兩軍はもとより重慶側において

も日本の香港攻撃において取れる武士道的措置と、一度日本軍にして膺懲を決意するや世界に豪語するいかなる堅疊と雖

も、忽ちにして擊摧せらるる事實とを諒思すると共にマニラ、シンガポール要塞はいふにおよばず米、英兩本國もやがて來るべきその運命に對し熟慮三省すべきときなり云々。

第二十三回 支那事變生存者論功行賞

(陸軍第十九回) は二十五日賞勳局ならびに陸軍省から發表された、今回行賞の恩命に浴したのは左記部隊に屬する軍人

(將官を除く) 軍團およびすでに行賞の發表せられた部隊の一部將官(佐官で奏功しそ後の將官に進級した者を含む)で、

そのうち金鶴勳章を授賜せられたるもの五百二十三名、武勳拔群の殊勳甲は功

三旭一、中澤三夫少將(山梨)以下十名である。

十二月二十六日

判任文官任用資格者特例ニ關スル件(勅令第一二二八號)家屋稅法施行規則中改

正ニ關スル件(勅令第一二三一號)アメリカ合衆國ノ生産に係ル物品輸入稅率ニ

關スル件廢止(勅令第一二三二號)農事

生產統制令(勅令第一二三三號)人造石油製造事業法施行令中改正(勅令第一二

四四號)陸運統制令ニ基ク登記ノ手續ニ關スル件(司法省令第一〇〇號)紡織物

表示ニ關スル件中改正(商工省令第一〇五號)硫酸アンモニア等販賣價格指定ノ

件昭和十五年八月告示第三〇五號中改正(農林省告示第九四〇號)トーマス磷肥

販賣價格指定ノ件昭和十五年八月告示第三五五號中改正の件(農林省告示第九四一號)農機具最高販賣價格認可(農林省

告示第九四二號)自動車部分品最高販賣價格指定(商工省告示第一三四三號)公布

布

畏き邊りでは、大陸の征野に、あるひ

は洋上の第一線に善謀、勇戰赫々たる武勳を樹てゝさきに歸還した土肥原賢二陸

軍大將、近藤英次郎海軍中將以下陸海の將星十四名に對し、支那事變生存者行賞

の御沙汰あらせられ、二十六日左のごとく賞勳局から發表された、上月、本多兩

陸軍中將を除く各將星は同日午後二時宮中に參内 天皇陛下には鳳凰ノ間に出

御、東條首相侍立のうへ、勳章親授式を執り行はせられ、各將星に勳章を御親

授、東條首相から勲記を傳達して嚴かに

御儀を終へさせられた、なほ支那事變生
存者行賞において勳章親授式を執り行は

せられたのは、今回が第一回である。

大本營陸軍部發表 帝國陸軍航空部隊は
昨二十五日戰闘機および爆擊機よりなる

聯合大編隊をもつて、大學ラングーンに

對する第三次猛攻を敢行し、周章反撃し
來れる敵のビルマ方面戰闘機全力と激烈

なる戰闘を交へ、左の如き大戰果を收め
これに覆滅的打擊を與へたり。

一、空中戰闘において敵四十（うち不

確實八）を擊墜し地上にありし敵機八
を爆破せり 二、ラングーン飛行場全

域を徹底的に猛爆破壞せる外ラングー
ン發電所を爆破炎上せしめたり、我が

方の損害は九機（うち一機は泰領に不
時着）なり。

產業設備營團の役員は、二十六日左の
ごとく正式發令された。

前商工大臣 藤原銀次郎

產業設備營團總裁被仰付

前厚生大臣 廣瀬 久忠

前商工省物價局長官 牧 楠夫

前大藏省預金部長官 山路 鎮雄

王子製紙參事 王子喜代太

淺野セメント取締役 金子喜代太

日本貿易振興取締役 田島房太郎

前三井鑛山、東洋高壓取締役松田 範房

日本バルブ、產業バルブ常務溝口 新平

産業設備營團理事を命ず（各通）

日本ペイント社長 小畠源之助

日本東京商工會議所會頭 藤山愛一郎

前殖產局長 植場 鐵二

任拓務次官 北島謙次郎

拓務次官 北島謙次郎

拓務局長 川村 直岡

依願免本官

大東亞戰爭下、初の通常議會たる第七
十九議會開院式は、天皇陛下の親臨を仰

ぎ奉り二十六日貴族院議場にて嚴肅に舉

行せられた、畏くも天皇陛下には深く内

外の時局を御軒念あらせられ、同開院式
において優渥なる勅語を賜うた、貴族兩

院議員一同は有難き聖勅を拜し、ひたす

ら恐懼感激、聖旨を奉體して協贊の任を
完うせんことを誓ひ奉つたのであつた。

天皇陛下には同十一時五分開院式場に臨
御あらせられた。

諸員恭しく最敬禮ののち、東條首相は

御前に参進して勅語書を捧呈、陛下には

勅語書を御手に玉言朗々と優渥なる勅語
を賜うたのである、次いで松平議長は御

前に参進して謹んで勅語書を拜受して退

下、茲に第七十九通常議會開院式は帶り

なく終了し、陛下には諸員奉送裡に同十
一時十五分議事堂發御、天機麗しく還幸
あらせられた。

勅語

朕茲ニ帝國議會開院ノ式ヲ行ヒ貴族院及

衆議院ノ各員ニ告タ

朕カ外征ノ師ハ每戰捷ヲ奏シ大ニ威武ヲ

中外ニ宣揚セリ而シテ友邦トノ盟約ハ益

ミ固キヲ加フ朕深ク之ヲ欣フ

朕ハ學國臣民ノ忠誠ニ信倚シ速ニ征戰ノ

目的ヲ達成セムコトヲ期ス

朕ハ國務大臣ニ命シテ昭和十七年度及臨

時軍事費ノ豫算案ヲ各般ノ法律案ト共ニ

帝國議會ニ提出セシム卿等克ク時局ノ重

大ニ稽ヘ和衷審議以テ協賛ノ任ヲ竭サム

コトヲ期セヨ

貴族院勅語奉答文

貴族院議長臣 松平頼壽誠恐誠惶謹テ

歡聖文武天皇陛下ニ上奏ス

爰ニ第七十九回帝國議會開院ノ盛典ヲ

行ハセラレ優渥ナル

勅語ヲ賜ク恭々惟ルニ外征ノ皇師ハ毎

捷ヲ奏シ大ニ威武ヲ中外ニ宣揚セリ是

陛下ノ稟威ノ致ス所ニシテ臣民ノ齊シク

感激措ク能ハサル所ナリ臣等謹テ

勅旨ヲ奉體シ慎重協賛ノ任ヲ竭シ以テ

皇猷ヲ贊襄セムコトヲ期ス 臣頼壽恐懼

ノ至ニ任ヘス謹テ奉答ス

衆議院勅語奉答文

恭シク惟ルニ車

駕親臨シテ茲ニ第七十九回帝國議會開院

ノ盛次ヲ舉ケサセラレ優渥ナル勅語ヲ

賜フ臣等感激ノ至ニ勝ヘス今ヤ皇師連

戰連捷國威ヲ宇内ニ震耀ス是レ偏ニ

陛下ノ聖武ニ賴ラスムハアラス臣等謹ミ

テ聖旨ヲ奉體シ舉國一體倍ニ忠誠ヲ致

シ速ニ征戰ノ目的ヲ貫徹セムコトヲ誓

任ヲ竭シ上

陛下ノ聖明ニ對ヘ奉リ下國民ノ委託ニ酬

イムコトヲ期ス 衆議院議長臣田子一

民誠恐誠惶謹ミテ奉ス

大本營陸軍部發表 帝國陸軍部隊は各方

面において敵を擊破し戰況有利に進展し

し、僅かに餘喘を保ちある敵殘存空軍

つゝあり、昨二十四日までにおける戰況
の概要次の如し。

一、香港方面 十八日夜敵の猛射を冒し

て香港島の上陸に成功せるわが軍は、
逐次要塞攻圍戦を推進しつゝダイクト

ルヤ。ビーグを中心とする英軍最後の
複郭陣地に對し陸、海、空緊密な協同
の下に果敢に力攻中なり。

二、比島方面 (一)ルソン島 アパリ附

近に上陸せる部隊はツゲガラオ附近一

帶の地區を確保しあり、二十二日リン

ガニン灣に大舉上陸せるわが大部隊は

南進中のヴィガン上陸部隊を合せ、所

在の敵を擊碎しつゝ怒濤のごとき勢ひ

をもつて南進しつゝあり、またレガス

ビーに上陸せる部隊は十四日ナガを攻

略勇躍北進中にして、更に二十四日未

明大部隊はラモン灣に上陸、戰果擴張

中なり、一方陸軍航空部隊は引續きマ

ニラ周邊の敵主要空軍基地を反復攻撃

に對しきらに一痛撃を加へつゝあり。

(二) ミンダナオ島 二十日ミンダナオ

島に上陸せる部隊はその首邑ダバオを完全占領し、引續き同市周邊の殘敵を掃蕩中なり。

三、馬來方面 マレー西方海岸地區を猛進中のわが部隊は、一部をもつて十九日ペナン島を攻略すると共に主力をもつて、二十一日午後クリアン河を渡河し隨所に英軍を擊破しつゝ同河南方の要衝タイベンを攻略し、引續き南方に向ひ敵を追撃中なり、またマレー東方地區を進撃中の部隊は、十九日クアラクライ(コタベル)南方を攻略したる後引續き進撃中なり、陸軍航空部隊は地上部隊の戰闘に協力すると共に、その主力をあげて殘存英空軍の擊滅戦を續行すると共に、長驅ラングーンを空襲し着々戰果をあげつゝあり。

四、英領ボルネオ方面 ミリ、ルトン、セリヤの三地區に上陸せるわが軍は、

堅固なる陣地を突破したる後附近一帯

の英軍を掃蕩しつゝあり。

五、ガアム島占領および在支敵性權益處理は順調に進展しつゝあり。

大本營陸軍部發表 二十二日以來ルソン

島西部リンガエン灣沿岸に上陸中の帝國陸軍大部隊は、所在の敵を擊破しつゝ南方に進撃中のところ、さらに昨二十四日拂曉有力なる我が後續陸軍部隊は、強力

なるわが海軍護衛部隊掩護のもとにルソン島東部海岸に上陸し、自始し戰況極めて有利に進展中なり。

十二月二十七日

敵產管理委員會官制(勅令第一二四五號)

俘虜情報局官制(勅令第一二四六號)勞

働者年金保險法施行令(勅令第一三五〇

號)重要機械製造事業法施行令(勅令第

一三五三號)日本國「タイ」國間同盟條

約(條約第二〇號)家屋稅法施行規則中

改正(大藏省令第七七號)人造石油事業

法施行規則中改正(商工省令第一〇六號)

臨時配合肥料販賣價格指定(農林省告示

第九五三號)貨物自動車シヤシー販賣價

格指定昭和十六年五月告示第二四一號中改正(商工省告示第一三五六號)ハズミ

號TX四〇型貨物自動車、シヤシー販賣

價格指定昭和十六年五月告示第四二〇號

及首卷販賣價格指定昭和十六年三月告示第一三五九號)公布

任企畫院次長 大本營陸海軍部發表 大元帥陛下には本

日陸海軍幕僚長を召させられ、支那派遣軍總司令官並に支那方面艦隊司令長官に對し左の 勅語を賜りたり

支那派遣軍及支那方面艦隊ハ緊密ナル
協同ノ下ニ開戰勝負適切ナル措置ヲ以
テ在支敵國權益ヲ處理スルト共ニ迅速

果敢ニ香港ヲ攻略シ英國ノ重要ナル根
據ヲ覆滅シタリ

朕深ク之ヲ嘉尙ス

日米英開戦に呼應して江南第三戰區東方五湖地帶、西方池州、彭澤南方地區の三箇所において膺懲戰の火蓋を切つた。わが皇軍は約一週間に兵り三州山々系を中心とする江南の山野に敵四十、百四十、百四十七、百四十八師および挺進保安團等の主力を包囲、殲滅的な打撃を與へた、戰果左の通り。

敵屍千二百二十七、捕虜六十三、鹵獲品輕迫一、輕機二十三、小銃八十三。衆議院各派共同提案による皇軍に對する感謝、並に戰歿英靈に對する敬弔決議はつぎの如し。

決議

第七十九回 帝國議會開會に際し香港陥落の報至る國民擧げて歡呼欣抃せざるなし。香港は要塞極めて牢固世界屈指の堅壘にして敵の死守する處なるに我が陸海軍は緊密なる聯繫の下奮戰力鬪僅に八日敵をして降を我が軍門に乞はしめ老

十二月二十八日

横山助成氏は翼賛會事務總長に起用せられた。

士の偉功に對し深く感謝し一命を君國に獻げて萬世に廟食する幾多嵩高なる忠靈に向ひ恭しく敬弔の忱を表す。

右決議す

許可認可等行政事務處理簡捷令第二條第一項ノ規定ニ依ル法令指定等ニ關スル件（關令第三五號）外國爲替管理法ニ基ク外國爲替相場取極ニ關スル命令ノ件（大藏省令第七九號）國家總動員法第四條ニ基キ陸軍ニ徵用セラレタル者ノ給與ニ關

英侵略百年に亘る支那大陸最後の據點を一朝にして喪失せしむ是れ偏に御稟威の下皇軍將兵士忠烈無比の勇武に由らずむばあらず顧ふに大洋に赫々たる戰果を收め大陸に敗敵を掃討し日章の光輝を山海に照耀せる無敵皇軍の績は全世界の耳目偉を聳動し驚嘆措く能はざらしむ餘後國民孰れか感喜感奮せざらむや我ら全國民は倍々自勝の信念を堅持して大東亞戰爭の目的を貫徹し以て東亞の安定を確保し世界の平和を招來して天業を完成せずむば已まざるなり

ある。

大本營陸海軍部發表 香港攻略に任せし帝國陸海軍部隊は敵の降伏により、その武裝を解除し二十六日午後六時香港全島の占領を完了せり。

十二月二十九日

（關令第三五號）外國爲替管理法ニ基ク外國爲替相場取極ニ關スル命令ノ件（大藏省令第七九號）國家總動員法第四條ニ基キ陸軍ニ徵用セラレタル者ノ給與ニ關

スル件（陸軍省令第五九號）重要機械製

造事業法施行規則（商工陸軍海軍省令第

二號）原生産配給統制規則（商工農林

省令第一七號）労働者年金保険法施行規

則（厚生省令第七〇號）労務供給事業規

則中改正（厚生省令第七一號）牛乳營業

取締規則昭和八年十月内務省令第三七號

中改正（厚生省令第七三號）紙糸及セル

引紙糸最高販賣價格指定昭和十六年十月

告示第九六六號中改正（商工省告示第一

三六三號）公布

陸軍中將 上村 幹男

捕俘虜情報局長官

大本營陸軍部發表 帝國陸海軍は、二

十四日以後英領ボルネオ西南地區方面に

作戦中なりしが、二十八日までの戰果左

の通り。

一、陸海軍新銃部隊は、二十四日拂曉同

方面に對する上陸に成功し所在の敵を

擊碎、二十五日午後四時四十分要衝ク

チンを完全に占領せり。

二、爾後同方面の敵を掃蕩し、敵の主要

十二月三十日

大本營海軍部發表 帝國海軍は艦艇なら

びに飛行機をもつて、南太平洋方面の敵

潜水艦二隻を擊沈、敵大型機十機を擊

破せり、尙我方は本作戦において驅逐

艦及び掃海艇各一隻を失へり。

大本營陸軍部發表 マレー西海岸方面の

帝國陸軍部隊は昨二十八日正午頃、ペラ

一州の要衝イボーを攻略し敗敵を擊滅し

つゝ南方に進撃中なり。

大本營海軍部發表 帝國海軍潜水艦は目

下米本土沿岸並にハワイ方面に作戦し、

同方面の海上交通に深刻なる打撃を與へ

つゝあり、十二月二十五日まで判明せる

戰果左の通り。

一、擊沈船舶十隻十七萬トン 二、大

破壊船三隻三萬トン 三、右の外損害

を與へたる船舶約五隻約四萬トン。

ストックホルムDMB電に依れば米驅

逐艦二隻が爆沈されたと二十八日米海軍

省が發表した。

(一) 英領ボルネオ方面 空戦撃墜大

型四機（内飛行艇一機）小型七機、地上
統爆撃大型一機、小型一機。

(三) 南支那海、セレベス海、スルー
海方面 空戦撃墜大型二機（いづれも
飛行艇）地上統爆撃破大型五機（いづ
れも飛行艇）

(四) 比島、英領ボルネオ方面に在る
多數の敵飛行基地を攻撃し、格納庫そ
の他軍事施設多數を爆碎せり。

なほ右作戦において我が水上機も各所に
活躍せり。

二、帝國海軍航空部隊はルソン島に在る
敵の海上退路を遮断する目的をもつ
て、連日に亘りマニラ湾内の敵艦艇船
舶を攻撃中なりしが、廿八日までに收
めたる戰果左の通り。

(一) 二十五、二十六兩日 駆逐艦一隻

擊沈、潛水艦二隻擊沈、船舶六隻大破

(二) 二十七日 船舶十四隻大破（傾
斜沈没に瀕せるもの七隻）(三) 二十八

日 船舶六隻大破

三、二十二日以後二十八日までの期間に
おけるわが方飛行機の損害、自爆せる
もの一機、いまだ歸還せざるもの一機

ソ聯情報局發表によれば。

一、二十八、二十九、三十の三日にわたり
赤軍は全線で獨軍と激戦を展開した。

一、二十八、二十九の兩日を通じドイツ
機八十機を擊墜、ソ聯側も十一機を失
つた。

一、ソ聯空軍は廿八、廿九の兩日を通じ
獨戰車二百七十八臺、裝甲自動車三十

臺、トラック千四百五十臺、砲五十
門、轎重車四百七十五臺、油槽車十
一臺を擊破、獨將兵一萬名以上を擊滅
した。

十二月三十一日

第四十六回支那事變死殞者論功行賞

(陸軍第三十四回)は三十一日賞勳局な
らびに陸軍省から發表された、昭和十六

年最後の發表として今回この恩賞の光榮

に浴したのは、事變勃發の昭和十二年九

月二十六日から同十六年九月十五日まで
に支那、滿洲各地において勇戦奮闘の後

遂に護國の華と散つた勇士で、特に北支
山西省の肅清討伐における戦歿勇士が多

数を占めてゐる。

大本營海軍部發表 帝國海軍艦艇は十七
日以來太平洋上に散在するマウイ、ジョ
ンストン、サンド、パルミラー等の各島
嶼に對し攻撃を反復し、飛行機格納庫、
無線電信所等重要軍事施設を破碎せり。

大本營海軍部發表 帝國海軍航空部隊は
わが陸軍の猛進撃に呼應し、二十九日大

舉マニラ湾口コレドール要塞を爆撃し砲
臺、兵舍等數箇所に大火災を生ぜしめた
る外マニラ湾在泊の敵驅逐艦一隻、小型
哨戒艇二隻、大型船舶三隻を爆破せり、
我方全機無事歸還。

とともに、大東亜戦争の意義を高唱し左のごとく述べた。

陸海軍將兵に對する布告

敵が一九四二年に試みんとしてゐる企圖は粉碎されるにいたるであらう、それどころかわれわれは今日までになし來つた準備をもつて、この人類の敵を再度抑へつけるであらう、ドイツは罪悪によつて惹起される争闘にまき込まれることを欲するものではない、歐洲も又單に米英のギヤングとニダヤの共犯者が自ら筋書をつくつた陰謀によつて歐洲を永遠に苦しめることは出來ない、この戦争においては血を流された最後の血沙であることを希望する。

ドイツ國民に對する布告

われ／＼は既に日本も英米の恐喝と脅威に業を煮やして、遂には自衛のため

起つて戦争挑発者を懲懲するにいたることを諒知してゐた、かくて今や英佛海峡から東亜にいたる國家主義諸國の強力なる戦線が結成され、ニダヤ資本主義とボルシエヴィズムの世界的陰謀に

對抗して鬪つてゐる、この争闘の第一年は今幕を下した、この来るべき年こそ人類の歴史最大の勝利の年である、歐洲の東部戦線における戦闘はボルシエヴィキ・スラブ民族の血ぬられた犠牲によつてなほ繼續されてゐる、だがその抗戦も次第に力を低下してゆくであらう、東亜においてはたつた今戦争が始まつたばかりであるが幾多の國民はその足枷から解放されつゝある、この故にこそ来るべき新年はわれらに期待するところ大である。

陸空軍の二部に分れ、海軍は米提督が最高司令官となり本部を多分ハワイ真珠灣におき、米、英、豪、蘭、ニュージーランドの諸艦隊を統合運用し、他方陸軍お

よび空軍は英將軍が最高司令官となつて統轄し、主としてシンガポール、マレー、ビルマ、マラッカ、フィリピン、蘭印および濱洲南方までの空陸作戦を司ることとなるだらうと豫想される。

一月一日

大本營陸軍部發表 帝國陸軍航空部隊はマレーおよび比島方面において、數日來極めて果敢なる進撃を續行しあり、地上部隊は密接に協力しつゝあるのほか左の戰果を收めたり。

マレー方面（一）十二月廿八日マラッカ海峡の敵艦船を攻撃し、三千トン級汽船二隻を破壊炎上せしむるとともにクラン西方約四十キロの海上において敵潜水艦二隻を發見、急降下爆撃によりその一隻を撃沈し、また二十九日クラン西方海上において敵驅逐艦を急襲し、それに命中弾一を浴びせ大なる損害を與へたり（二）十二月二十九日および三十日深夜選抜せる部隊をもつてシンガポールを奇襲し、

北部燈料油槽群五箇所を發火炎上せしめ
飛行場施設を破壊せり。

比島方面（一）十二月二十九日正午爆撃
機大編隊をもつてコレドール島要塞中樞
部を猛爆し、これに鐵槌を與へ、かつ三
十日マニラ灣西方バタン半島の要衝マリ
ベレスを爆撃し、その軍事諸施設を潰滅
せり（二）十二月三十一日バタン半島方
面に潰走中の敵自動車群約百輛を反覆攻
撃し、これに多大の損害を與へ、全機無
事歸還せり。

大本營陸軍部發表 帝國陸軍部隊は引續
き各方面に兵力を増派し、空陸緊密なる
協同の下に隨所に敵を粉碎、進撃中にし
て、全戰局はさらに一段の進展を見つつ
あり、開戦以來十二月二十六日迄の総合
戰果左のごとし。

一、鹵獲品・飛行機十六機、各種火砲百
六門（香港要塞砲を含まず）機關銃二
百二十三挺、銃器四千百九十五挺、銃
砲弾七萬九千九百五十五發、戰車（裝

甲車輛を含む）七十六輛、自動車一千
三百八十九輛、鐵道車輛三百一輛、各
種器材 糧秣など多數、別に莫大なる
燃料を鹵獲せり。

二、擊墜（破）飛行機＝爆撃機百三十五
機、戰闘機四百六機、計五百四十一機

三、擊沈（破）艦船＝大型三十三隻、小
型四隻、計三十七隻。

四、遺棄死體＝約三千、俘虜約九千。

五、わが軍の損害＝戰死七百四十三人、
戰傷一千七百九十九人、飛行機四十九
機、船舶沈沒四隻、損傷十二隻。

一、マラツカ海峡方面に活動せる爆撃機
隊は敵輸送船團を攻撃、二千トン級一
隻を炎上、三千トン級一隻を大破せし
め、さらに同海峡を北上中の速魚雷

艇群を發見、果敢な急降下爆撃を加へ
め、その一隻を擊沈、三隻を航行不能に陥
らしめたり。

二、〇〇方面の上空に飛來せる敵マーチ
ン一三九W型爆撃機を發見直にこれを
擊墜せり。

（註）マーチン一三九W型爆撃機は蘭印
地キヤビテ海軍基地の放棄を次の如く發
表した『米海軍は敵兵力の數的優勢に鑑
み、マニラ進入に先立ちキヤビテ海軍基
地を放棄した、放棄に際し大砲は全部他
に移轉し、物資並に燃料は破壊された、
目下海軍病院兵が傷兵の看護のため同地
に殘留せるのみである』

敵の重要な據點新市を占據したわが精銳

部隊は、さらに第九戰區の本據長沙周邇邊に蠢動する九十九軍および三十七軍約六萬をも一氣に叩き潰し、一日夕刻長沙に突入した、この作戦開始以來三十一日までの総合戦果は左の通り。

敵抗戦兵力約二萬、遺棄死體六百十三、

鹵獲品輕機六、小銃百二十一、その他彈藥多數。

一月三日

大本營陸軍部發表 帝國陸軍比島攻略部

隊は二日マニラを完全に占領し、更にコ

レヒドール島要塞及びバタアン半島の要

害に據る敵に對し攻撃を續行中なり。

大本營陸軍部發表 帝國陸軍部隊は昨二日午後以來續々マニラ市内に進入しつゝあり。

三日夜半當陽北方三十五キロ敵第七九軍の據點遠安を占領したわが〇〇部隊は引續き同地四方山地内において敵第三八、七九、一三二の三個師二萬五千を猛攻中

であるが、四日朝までに判明せる戦果次の如し。

遺棄死體九八四△捕虜一二六△輕機六

△小銃九五△その他兵舎、彈藥、林

糧、倉庫、軍事施設に潰滅的損害を與

へた。

一月四日

國內資金調査規則(大藏省令第一號)公布

畏くも神勅のまに／＼萬機を御親裁あら

せ給ふ 天皇陛下には新春四日政始にま

づ神宮並に宮中の祭祀のこととを聞召され

たが八紘爲宇の大理想の御下、大東亜戰

爭を御統帥あらせ給ふ陛下には關東にお

ける武の神御二柱を齋き祀る官幣大社鹿

島神宮、香取神宮を今後勅祭とせられる

旨勅定あらせられ、その旨政始の佳辰に

宮内省から發表された。

大本營海軍部發表 比島方面における帝

國海軍の現在までの総合戦果は左の通り

一、飛行機擊墜一〇三(内大型一五、飛

行艇四)擊破二五七(内大中型七三、

部隊は全力をもつて一日以來連日にわた

飛行艇一一一)總合計三六〇。

二、艦艇および船舶(イ) 麗沈 駆逐艦

四、潜水艦七、船舶五(ロ) 大破 特

務艦一、船舶三〇(ハ) 中破 駆逐艦

一、小型哨戒艇二、船舶四(ニ) 拿捕

船舶一

大本營海軍部發表 帝國海軍航空部隊

は、一日夜半および三日黎明大舉シンガ

ボールを空襲し、同軍港テング飛行場、

センバワン飛行場など敵主要軍事施設を

爆撃し、四箇所以上に大火災を生ぜしめ

たり。

大本營海軍部發表 帝國海軍艦艇は舊臘

三十一日ヒロ港(ハワイ島)カフルイ港

(マウイ島)及びナウイリウイリ港(カ

ウイリ島)を急襲攻撃し、各港主要軍事施

設を破壊炎上せしめたり。なほ本攻撃に

おいてヒロ港埠頭に横付中の敵艦艇一隻

大本營海軍發表 比島方面帝國海軍航空

りコレヒドール要塞、オロンガボ要港およびマロロス航空基地等に對し猛烈なる攻撃を反覆し、殘敵の擊滅に努めつゝあり。

大本營陸軍部發表 英領ボルネオ上陸の帝國陸軍部隊は、舊曆三十一日ブルネイを、また一日ブルネイ灣口を扼すラブア島を占領せり。

サイゴンよりのラジオ放送によれば、今次太平洋作戦開始以來、米軍の艦船損失は合計七十萬トンに上ると報ざられてゐる。

我精銳部隊は一月一日長沙東南角に突入、直に市街戦に移り頑強に抵抗した敵遺棄死體一九、〇〇〇、捕虜七、〇〇〇、速射砲四二、自動車三輛、重機六の他多數。

一月六日

敵産の管理ニ關スル登記取扱手續（司法省令第一號）公布

六日朝、帝都の空は晴れやかに裝をとらして、陸海一千の鵬翼を待ちわびてゐた、午前九時三十五分[」]來るぞ……とか西南の空に瞳をこらして身じろぎだに銀座八丁の武道を埋め盡した市民は遙か西の空に瞳をこらして身じろぎだにしない、ノアソ、來たぞ[」]空がキラリと光つて一機、二機、三機……十機……五十機……何たる威容、何たる壯觀、燐々と惜しみなくぶり注ぐ朝陽の中に銀翼は一際高くきらめいて、今ぞ無敵海鷺は帝都の空にその雄姿を誇示したのだ。

大本營陸軍部發表 帝國陸軍航空部隊は

南西太平洋における反樞軸國家の陸海空軍勢力の最高司令部はアーチボルド・ウェーヴェル大將を指揮官として成立した旨三日正式にホワイト・ハウスから發表された。

を收めつゝあり、その状況左のごとし。マレー方面（一）選抜せるわが精銳なる爆撃機は、二日夜シンガポールテングラ飛行場を奇襲、超低空爆撃を敢行し格納庫を爆碎三箇所より火災を生ぜしめたり（二）二日マラッカ海峡の敵艦船を攻撃せる部隊は、モリブ岬沖において大型貨物船一隻を爆撃、瞬時にこれを撃沈せり、また他の一部はカンバラ、デコン間の地區において、敗走中の敵自動貨車群を急襲しその多數を爆碎炎上せしめたり（三）一昨四日午後敵爆撃機十機クラク飛行場に進出せるを認むるや機を失せずこれを急襲し全機を捕捉撃滅せり、同日夜シンガポールを奇襲せる部隊は、市内軍事施設を爆破するとともに、攻撃し來れる敵戦闘機と空中戦を交へその一機を確實に撃墜せり、我に損害なし。

比島方面 二日以來バタアン半島方面の追撃戦に協力し、特にリマイ、バラン

ガス、ピック等の要所に爆破せる敵を

連爆するとともに、車輛部隊および船舶を攻撃し、自動貨車百四十六輛破壊、船舶十隻を擊沈せり。

○○諸部隊が一日夕刻長沙東南角に突入して以來四日朝の完全占領に至るまでは連日物凄い市街戦がつづけられ、敵は城壁、トーチカ建物などを利用し頑強に抵抗を試み、かつ背後は湘江を控へてをり絶體絶命でまさに背水の陣を布いた死物狂ひの反撃であつた、しかし果敢なわが地上部隊は荒鷺の協力下に猛然一丸となつて肉彈突撃を敢行、遂に感激の完全

ストックホルム發トランスオツエアン

電＝英地中海艦隊司令長官アンドル・カニンガムは、新年初頭旗艦クインー・

エリザベス號の司令塔上で、

日本の東亞戰における勝利は、英國にとつては大打撃である、アメリカがフイリッピンを譲つたまとなつては、

支那海はも早完全に日本の制壓下におかれてゐる、日本は泰、印度、支那ま

たは他の各戦線に安全なる内海ルート

を通じて縦横に増援隊を送ることが可能となつた、マニラの陥落で日本は決

定的に西太平洋の主人となつた、アメ

リカ艦隊は一體どこにあるのか、ワシントンは二度までも比島救援のため艦隊がすでに出發したと確言したが、アメリカ艦隊や米比軍が、マニラやキヤンペー軍港の退出に成功したとぬけて自慢してゐるだけで、たゞの一隻も日本海軍と一戦を交へなかつたとは驚きいつた腰抜けどもある。

水産物配給統制規則（農林省令第一號）鑄鐵ストーブ最高販賣價格指定（商工省

告示第一號）公布

大本營陸軍部發表 帝國陸軍部隊の昨一月二十八日「イボー」を攻略せる我部隊

月六日までにおける各方面の戰況左のごとし。

一、マレー方面（1）西海岸方面十二

月二十八日「イボー」を攻撃せる我部隊

は、引續き追撃を續行し、三十日來セラ

ンゴール州の要衝「クワラルムプール」

防禦の前線據點として敵が堅固に陣地を設備せる「カンバル」地區に對し攻撃を

開始す、軍は一部をもつて北方よりこれを攻撃すると共に有力なる部隊をもつて、

スンガイキンタ河右岸地區を南下して、

「カンバル」西南地區に進出せしむると

共に選拔せる舟艇、機動部隊をもつてペ

ルナム河口に上陸せしめ遠く敵の退路を遮断せしむ、かくて一月二日カンバル方

面の敵は我迂廻部隊の成果により遂に退却を開始し、同日夕これを完全に占領せり、爾後部隊は敗敵を急追しつゝ〇〇を

経て四日夕〇〇に達し〇〇方面へ前進中

なり。(2) 東海岸方面 三十一日「クワ

ンタン」を占領せる部隊は引き続き「クワ

ンタン」西南方地区にある五千餘の敵を

攻撃、一月二日同地飛行場を占領引き続き

戦果を擴張なり、(3) 陸軍航空部隊は連

日地上部隊の戦闘に協力すると共に、あ

るひは遠く敵残存空軍の基地を空襲して

これを殲滅し、あるひは「シンガポール」

軍港を夜間奇襲して軍事施設を破壊する

など多大の戦果を挙げつゝあり、この方

面敵空軍の主力はすでに潰滅し一部残存

兵力のわづかに「シンガポール」附近に

屏息しあるを認むるに過ぎず。

二、比島方面 (1) ルソン島 一月二

日「マニラ」を占領せるわが軍は有力な

部隊をもつて「ベタアン」半島に遁走

せる敗敵を急追し三日午後「バラツク」、

四日「ベローレ」に敵陣地を攻略せり、

引き続き敵を壓迫中なり、敵は開戦以來相

つぐ要地の失陥と各方面に對する我が上

陸作戦に絶大なる脅威を受け「マニラ」

を放棄して「ベタアン」半島および「コ

レヒドール」要塞に據らんとするが如き

も、わが航空部隊の神速なる作戦により

徹底的打撃を蒙りつゝあり、敵の残存空

軍もほとんど壊滅せるものゝ如く、戦意

の認むべきものなし。(2) ミンダナオ島

ダバオ附近の戡定はすでに完了し、民心

逐次明朗化しつゝあり。

三、英領ボルネオ方面 十二月十六日

「ミリ」、「ルトム」、「セリヤ」各地區に

對する上陸に成功せる部隊は爾來油田軍

帶を確保し、これが復舊に努力しつゝあ

り西部の要衝「クチン」の上陸作戦に成

功せる部隊は堅固なる陣地を構築し戦車

十數臺を有する約一千の敵を擊破し戦車

八門、各種砲彈一萬八千三百發、戰車

(輕裝車を含む) 十輛、自動車一千四

百七十輛、鐵道車輛三百九輛、魚雷艇

二隻、燃料揮發油、潤滑油、石油その

他各種油多量、その他糧食建築材料、

軍用器多數。

三隻。

戦果を擴張中なり。

大本營陸軍部發表 帝國陸軍部隊香港要

塞攻攻略の戦果、並に開戦以來一月三日

までに判明せる綜合戦果左の如し。

香港要塞攻略の戦果

(一) 鷹獲品 飛行機五機、銃器九百八

十八挺、機關銃一千二十挺、火砲百二

十二門、内譯各種小口径火砲五十八門、

高射砲十九、重砲十サンチ榴彈砲八門

門、同加農砲六門、十二サンチ白砲三

門、十五サンチ榴彈砲八門、十五サン

チ加農砲十二門、二十四サンチ加農砲

八門、各種砲彈一萬八千三百發、戰車

(輕裝車を含む) 十輛、自動車一千四

百七十輛、鐵道車輛三百九輛、魚雷艇

二隻、燃料揮發油、潤滑油、石油その

他各種油多量、その他糧食建築材料、

軍用器多數。

(二) 撃墜(破)飛行機 十四機。

(三) 譲沈(破)艦船 泡盤四隻、船舶十

(四) 俘虜 一萬一千二百四十一名、遺棄死體一千五百五十五具。

【註】右戰果は十二月三十一日までに判明せるものにして、その後の調査により相當増加する見込なり。

(五) 我軍の損害 戰死六百七十五、戰傷一千四百四。

一月三日迄に判明せる綜合戰果

(一) 単獲品 飛行機十七機、鎗器五千

百八十三挺、機關銃一千百六十五挺、

火砲二百六門うち重砲四十五門、重砲

彈九萬八千二百五十五發、戰車（装甲車輛を含む）八十一輛、自動車二千八

百卅輛、鐵道車輛三百十六輛、魚雷艇

二隻、燃料、揮發油、潤滑油、石油其

他各種油多量、其他糧食、建築材料、

軍用器多數。

(二) 駿陸（破）飛行機 五百五十九機

内譯 戰闘機四百十六機、爆擊機百四

十三機。

(三) 撃沈（破）艦船 五十四隻 内譯

軍艦、驅逐艦二隻、潛水艦一隻、砲艦九隻。魚雷艇四隻。輸送船三十八隻。

死體二千百五。
（四）我軍の損害 戰死七百五十二、戰傷一千八百三十五、飛行機八十一機、船舶沈沒五隻、損傷十六隻。

（註）戰闘航海とは戰闘に差し支へなき航海の意味なり。

一月八日 桐箪第及長持類前賣販賣價格指定（商工省告示第六號）公布

昭和十六年十二月八日、長くも 大詔を

内閣告諭

【註】比島方面の戰果（航空を除く）は目下調査中にして本表にはほとんど含まれあらず。

大本營海軍部發表 比島方面 帝國海軍

航空部隊は一月四日、五日コレヒドール

及びマリベレスに對し猛烈なる攻撃を反

復し、敵軍事施設に大損害を與へたるほ

か、敵水上機母艦らしきもの一隻を大破

し、敵飛行機五機を擊破、同一機を擊墜

せり、（二）わが巡洋艦〇〇は一月四日ダ

バオ沖の戰闘において敵飛行機の爆撃に

より輕微なる損傷を蒙りたるも戰闘航海

に支障なし、なほ大平洋某方面において潜水艦一隻を失へり。

で、毎月八日を以て大詔奉戴日と定む。即ち全國民は、この日を以て常時實踐の源泉と仰ぎ、純一無雜、只管 大御心を奉戴して、各々その本分に精勵奉行して益々國家總力を擴充發揮して、大東亜戦爭究極の目的完遂に挺身し、以て聖旨に應へ奉らむことを期すべし。なほ之に伴ひ、興亞奉公日は之を廢止し、その趣旨とせる處は、大詔奉戴日に發展歸一せしむることとしたり。

戰捷の春を飾つて我が陸の精銳が綽々の餘裕を誇る大東亜戦争下初の陸軍始大觀兵式は、八日畏くも 大元帥陸の臨幸を仰ぎ奉つて、代々木練兵場にいと嚴かに舉行された。

大本營發表 帝國陸軍航空部隊は連日マ

レーヨおよびビルマ方面において、果敢なる攻撃を反覆し多大の戦果を收めつゝあり、その状況左のごとし。

一、ビルマ空襲 一月四日午後張力なる我戰闘機隊はビルマ領ミンガラドン飛

行場（ラシングーン近郊）を襲撃し在空せる敵スピットファイヤー六機と激烈なる空中戦を交へて、忽ちにしてその全機を擊墜したる後我方無事歸還せり、一月五日より六日にわたり或は黎明を利用し或は夜暗に乘じて前記飛行場を反復急襲諸施設、格納庫および附屬設備等に大火災を生ぜしめたり。

二、シンガポール空襲 十二月二十九日

以降連日シンガポールを夜間奇襲し、テンガーカラン、センバラン等シンガポール近郊の飛行場に反復攻撃を加へ、燃料庫その他飛行場諸施設等を爆轟して、敵に多大な損害を與へつゝある。

シンガポール當局のコンミニニケによれば日本軍は七日朝以來戰車、装甲自動車など優秀なる裝甲部隊を總動員して猛烈なる總攻撃を開始し、シンガポールへと怒濤の進撃をつづけてゐる、特に航空部隊の活躍は目覺ましく、クワラルム

プール西南マラツカ海峡の要地フランダをはじめ、セランゴール地方一帯に猛爆走中であるも、頗勢挽回のため必死になり、大決戦を挑んでくるのではないかとも考へられ、マレー戰線の目下のもつとも内外の視聽を集めた戰局といへよう。

わが軍の進撃に伴ひ過去四十年間米國の帝國主義に踏みにじられて來たフイリツビンも、北から南から、東から落葉を歸くやうに東亜色へと淨められてゐるが、あの米比戰争當時比島軍の陸軍大將として比島獨立のために戰ひつゝけて來た老將軍アルテミオ・リカルテ・リブラン六歳が三十餘年の亡命生活を打ち破つて故國へ歸還、比島人の歓呼に迎へられた。

比島新生への努力をはじめてゐる。八日大本營海軍報道部課長平出大佐は「世界を開く日本」と題し一大放送をして緒戦に於て、わが無敵陸海空軍の勇猛と稱揚し斯る戦果を生むも畢竟は猛訓練

の結果で、敵を倒す迄死す勿れと緊張裡に終始し兵力は米英合併し来るも、餘裕綽々であるが一勝に安んぜず官民の差別なく、全てが一心に溶け合つて大君に歸し奉らねばならぬと論じ多大の感銘を與へた。

一月九日

特殊鋼需給統制規則（商工省令第二號）公布

青森縣知事 上田 誠一

任内務省防空局長

内務書記官兼、秘書官 古井 喜寛

兼任内務省監査官

鳥根縣知事 大坪 保雄

任軍事保護院業務局長

神奈川縣知事 松村 光磨

任香川縣知事

東京府書記官 小菅 芳次

任東京府知事

滋賀縣知事 近藤壱太郎

任神奈川縣知事

大津 敏男

任埼玉縣知事

任新潟縣知事

軍事保護院業務局長 櫻井安右衛門

依願免本官

靜岡縣知事 横濱 八彌

任栃木縣知事

長野縣知事 鈴木 登

福井縣知事 久保田 駿

鳥取縣知事 八田 三郎

任靜岡縣知事

東京府書記官 並川 義隆

内務省防空局長 藤岡 長敏

大本營發表 一、マレー西海岸方面の帝國陸軍部隊は一昨七日「トロラク」（クアラ・ルムブール北方九十キロ）北方地域に堅固に陣地を占領せる有力なる敵機械化部隊を兩翼より包囲攻撃し、これに殲滅的打撃を與へたる後、引續き南方に向ひ果敢なる追撃を繼行中にして、その先鋒は八日夕「タンジョン・マリム」を通過ぎり、前記「トロラク」附近における戰果左の如し。

1、鹹獲品 重砲（十二種榴弾砲）十門、對戰車砲二十門、迫擊砲十五門、自動砲二十門、輕裝甲車五十輛、自動二輪車卅輛、自動車五百輛、2、俘虜約二百、遺棄死體約三百、3、我軍の損害戦死十七名、戦傷六十名。

二、ビルマ方面に作戦中の帝國陸軍航空

空部隊は昨八日午後ビルマ領「モール

○名。

メン」港を襲撃し大型汽船一隻、中型汽船四隻に多數の命中弾を與ふると共に、停車場および埠頭設備を爆破せり。

大本營發表 一、帝國海軍潜水艦は一月

八日ジヨンストン西南方洋上において米國軍艦ラングレーを擊沈せり。

二、一月七日早朝伊豆沖において第一海運丸は敵潜水艦の魚雷攻撃を受け船體に損傷を蒙りたるも、同船乗員は全部無事なり。

三、一月七日早朝伊豆沖において第一海

運丸は敵潜水艦の魚雷攻撃を受け船體に損傷を蒙りたるも、同船乗員は全部無事なり。

四、一月七日早朝伊豆沖において第一海

運丸は敵潜水艦の魚雷攻撃を受け船體に損傷を蒙りたるも、同船乗員は全部無事なり。

五、一月七日早朝伊豆沖において第一海

運丸は敵潜水艦の魚雷攻撃を受け船體に損傷を蒙りたるも、同船乗員は全部無事なり。

六、一月七日早朝伊豆沖において第一海

運丸は敵潜水艦の魚雷攻撃を受け船體に損傷を蒙りたるも、同船乗員は全部無事なり。

七、一月七日早朝伊豆沖において第一海

運丸は敵潜水艦の魚雷攻撃を受け船體に損傷を蒙りたるも、同船乗員は全部無事なり。

八、一月七日早朝伊豆沖において第一海

運丸は敵潜水艦の魚雷攻撃を受け船體に損傷を蒙りたるも、同船乗員は全部無事なり。

九、一月七日早朝伊豆沖において第一海

運丸は敵潜水艦の魚雷攻撃を受け船體に損傷を蒙りたるも、同船乗員は全部無事なり。

一月十日

支那派遣軍報道部發表 一月二日より八日

まで週關戰況左の通り。長沙周邊の包圍戦滅滅おび區域内における掃蕩戰により敵

第十軍を擊滅し、長沙を中心とする軍事施設を徹底的に覆滅してこれを廢墟と化した

わが軍は、四日夜反轉を開始するとみるや

忽ち敵敗殘部隊第三十二、九十八、四十二

の三個師を永安市附近に包圍してこれに殲滅的打撃を與へ更に隨所に殘敵を捕捉滅

しつゝ北上中である。また湖北省當陽地區においては三日夜敵第七十九軍の根據地遠安を占領し、引續き西方山地帶に同軍の井

力三個師約二萬五千を攻撃して多大の戰果

を挙げた。

大東亜戰爭開始以來香港を除く支那大

陸の戰線において、敵に與へた損害は遺棄死體三萬七千、捕虜九千に上り、鹹獲

品は速射砲および迫擊砲二四、重輕機關

銃四五五を算した。

（三一、一〇〇トン）戰闘艦なることが

その後調査の結果判明した。

英海軍省は九日英輕巡洋艦ラテア號が

魚雷攻撃をうけ沈没した旨發表した。同

艦は排水量五二二〇トン、一九三四年進

水、速力三二・二ノット、乗員數四五

農業生産統制組合施行規則（農林省令第二號）農業生産申告規則（農林省令第三號）工業事業場管理令施行規則（商工商令第三號）公布

大本營發表 香港方面帝國海軍の一月八日迄の綜合戰果左の通り。

一、擊沈艦艇、驅逐艦一、砲艦四、魚雷

艇七、給油船一、敷設艇二、哨戒艇八

二、拿捕船船、大小一一〇三。拘束處分

機雷一二八個、なほ我方は小型運送船

（三〇〇トン級）一隻觸雷沈没せり。

（拘束處分とは驅逐艦、掃海艇その他に

より機雷を拘束し、これを爆破して處

分することをいふ。）

一月十一日

大本營發表 マレー西海岸方面の帝國陸軍部隊はクアラ・ルムブール附近を混亂

状態をもつて退却中なる敵に對し、依然

空地相呼應して果敢なる追撃を續行中に

して、有力なる先方部隊は十日夕にはモ

リブ、クランおよびラワーン附近に進出し、

また航空部隊は潰走中の敵集團に殲滅的攻撃を加へつゝありて、十日午前クアラ・ルム・ブル北方において敵の自動貨車二十三、戦車、装甲車七を、カジヤン（クアラ・ルム・ブル東南約十一キロ）附近において敵兵を満載せる二列車をそれぞれ粉砕し、かつ連日シンガポールに對する夜間奇襲を敢行し、敵軍事諸施設並びに飛工場を爆碎しつゝあり。

シンガポール來電によれば英軍は日本軍の猛攻を支へ切れず遂にクアラ・ルム・ブルを放棄の十一日に同市南方八十九キロの線まで退却、相次ぐ敗戦に敵將兵の士氣は全く沮喪してゐるといはれる。

英政府はマレーに作戦中の日本軍はセランゴール州のクアラ・ルム・ブルを占領した旨發表した、デーリー・エキスプレス紙は右は日本軍の電擊的上陸作戦が奏功したものだが、同所の占領により日本軍の前線は、シンガポールに向て一舉に三十マイル前進を示し新任のシンガボ

ルム・ブル北方において敵の自動貨車二十三、戦車、装甲車七を、カジヤン（クアラ・ルム・ブル東南約十一キロ）附近において敵兵を満載せる二列車をそれぞれ粉砕し、かつ連日シンガポールに對する夜間奇襲を敢行し、敵軍事諸施設並びに飛工場を爆碎しつゝあり。

軍の猛攻を支へ切れず遂にクアラ・ルム・ブルを放棄の十一日に同市南方八十九キ

月十二日 戰爭保險臨時措置法施行規〇（大藏省令

第一〇號）家畜用炭酸石灰粉末最高販賣價格指定（農林省告示第一六號）綿起毛屑及リレンタ・棉購入及販賣價格指定昭和十五年十二月告示第八二五號中改正（商工省告示第一三號）公布

大本營發表 帝國陸海軍部隊は緊密なる協同の下に、一月十一日未明蘭領ボルネオ、タラカンに、又帝國海軍特別陸戰隊はセレベス島メナドにそれゞゝ敵前上陸に成功し、十二日タラカンの敵は我に降伏し、メナドは我軍に占領せられたり、

右は我比島方面及び英領ボルネオ方面の基地を奪取せんとするものなり。

州方面に潰走中のパーシバル中將指揮の第三軍團敗殘部隊を猛追撃し、午前十時

一月英司令バウンルの前線司令部本據が覆されたとなしてゐる。

山東南部剝井作戰を主とする〇〇部隊の山東蘇北、皖北戰線における十二月の敵遺棄死體四千九百七十七（四百四十）四）捕虜九百五（七百三十四）鹵獲品

小銃一千三百十九、重輕機七、迫擊砲五、洋砲二千二百三十七、手榴彈八千四百五十五、その他多數。

早くもクアラ・ルム・ブル南方要地に進出した、一方クアラ・ルム・ブル西方〇〇港を占領したわが精銳部隊は引き続き破竹の進撃を續行中である。

大本營發表 マレー西海岸方面を追撃中の帝國陸軍先鋒部隊は昨十一日午前十時三十分クアラ・ルム・ブルに突入せり。

クアラ・ルム・ブルに突入したわが進撃部隊は十一日午後六明三十分市内中央部にそびえ立つ、マレー聯邦州政廳のメーンボルに高く感激の大日章旗をひるがへした。

大本營發表 帝國陸海軍部隊は緊密なる

大本營發表 マレー方面の帝國陸軍航空
部隊は、一昨十日午後マラッカ海峡の敵
船團を急襲して大型輸送船一隻（三千ト
ン級）を爆撃炎上せしむると共に潜水艦

二隻を大破せしめたり、また他の一隊は

地上部隊の戰闘に協力して敗退する敵に
猛烈なる爆撃を加へ、タムビン附近にお
いて退却中の英軍を満載せる列車を顛覆
せしむると共に自動車、装甲車二十四輛
を粉碎せり。

大本營發表 パターン半島を猛攻中の帝

國陸軍部隊は、一昨十日午前十時スピッ
ク灣東岸の要衝オロンガボを占領せり。

帝國政府聲明

「さきに帝國は米英兩國に對し開戦する
に至りたるも、和蘭に對しては能ふれば
戰禍を蘭印住民に及ぼざらしめんとする
の考慮より、敵對的措置を差控へたると
ころ、和蘭政府は帝國が和蘭と緊密不可
分の關係にある米英兩國に對し戰端を開
きたるにより、日蘭間に戰爭狀態存在す

るに至りたるものと認むる旨帝國政府に
通告越したるのみならず、爾來現實に和
蘭軍は帝國に對し各種の敵對行爲に出で
更に最近蘭印を米英蘭の對日抗戰の基地
と爲すに至れり。」

帝國に於ては無辜の蘭印住民に對しては
何等敵意ある次第に非ざるも、和蘭の敵
對行爲を破碎すると共に帝國臣民の生命
財產を擁護するため、遂に帝國陸海軍は
一月十一日和蘭軍に對し戰闘を開始する

に至れるものなり。」

シンガポール來電によればシンガポー

ル英軍司令部は十二日午後左のごとく戰

況を發表した（一）セランゴール地區にお
いては日本軍歩兵部隊並に航空部隊の猛

攻に遭ひ、英軍はスレンパン北方地區に
撤退、（二）日本航空部隊は大編隊をもつて十二日シ
ンガポールを空襲、わが空軍はこれを邀

撃、猛烈なる空中戦を展開した（三）日
本航空部隊は十一日マレー聯邦鐵道の要

衝スレンパン驛を爆撃、一交通を遮断し
た、なほ同日マラッカ海峡沿岸のムア
ル港も時銃爆撃され小船舶ならびに市中
に損害を受けた。

